

介護保険係より連絡事項

知立市長寿介護課介護保険係

内容

- ▶ 運営指導について
- ▶ ケアプラン点検について
- ▶ ショートステイの長期利用について
- ▶ 福祉用具の購入と貸与の選択制について
- ▶ 住宅改修と福祉用具の適正化について
- ▶ 事故報告について
- ▶ 第10期介護保険事業計画策定に関するアンケート調査について
- ▶ ケアプランデータ連携システムについて
- ▶ 介護情報基盤について
- ▶ 指定申請等に係る電子申請・届出システムの導入について
- ▶ 要介護・要支援認定申請書等の様式変更について

運営指導について

目的：サービスの質の確保・向上を図ることを目的とし、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し必要な指導を行います。

実施状況：令和7年度 小規模多機能型居宅介護（1事業所）、グループホーム（2事業所）、小規模特養（1事業所）、居宅介護支援事業所（2事業所）を実施済または実施予定。

指導事項：

- 介護サービスの実施状況指導
利用者に対するサービスの質を確認するための指導
- 最低基準等運営体制指導
基準等に規定する運営体制を確認するための指導
- 報酬請求指導
報酬基準に基づく介護保険給付の適正な事務処理を確認するための指導

指導事項内容（抜粋 ※今年度指導分含む）

- ▶ 運営規程と重要事項説明書の内容について整合性をとること
- ▶ 運営規程について、最新の内容にした上で届け出ること
- ▶ 就業規則にあわせた雇用契約書を作成すること
- ▶ 事故報告を確実に行うこと
- ▶ 個人情報使用の同意は、家族からも得ること
- ▶ 虐待防止委員会、感染症予防及びまん延防止対策委員会等各種委員会を定期的を開催し、議事録を作成すること（他の委員会等と同時に行う場合でも当該委員会が含まれていることを明確に記載しておくこと）
- ▶ 虐待関連、感染症予防及びまん延防止関連の指針や業務継続計画の整備を行い、研修等を定期的で開催し、その内容が明確にわかるよう記録を整備すること
- ▶ 運営規程に虐待防止関連の措置を記載すること
- ▶ 加算要件について、要件を全て満たしていることが確認できる書類を整備すること（報酬改定のあった加算、新規に加算の請求を行うものは要確認）

適正な事業運営に向けて

- ▶ 運営指導での改善指示事項は、文書だけでなく**口頭指導内容についても必ず改善**を行ってください。一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。あらかじめ通知する形では当該事業所の平時におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知をもって運営指導を行う場合や、監査に切り替えることもあります。
- ▶ 介護保険最新情報等より最新の制度の情報収集を行い、自主点検の上、適正な事業運営となるよう努めてください。解釈に迷う場合は、市に質問票を提出し、確認するようにしてください。

ケアプラン点検について

目的：ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、ケアマネジャーとともに検証確認しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するためのもの。

<実施状況>

- ・市内居宅介護支援事業所の全ケアマネジャーと面談にて実施。
（1事業所につき年1回以上実施）
- ・1ケアマネジャー2ケース程度
（令和7年度実施件数： 41件 ※1月末時点）
- ・1ケースあたり30分程度。

<指導事項（抜粋）>

- ・アセスメントで出てきているリスク、予後予測を課題の整理やケアプランにいかす。アセスメントから支援へのつながりをもつ。
- ・モニタリングにおける目標の達成状況、その根拠が曖昧。根拠をモニタリングシートまたは5表に記載する。根拠に基づいて毎月確実な評価を行うために具体的な短期目標を設定する。

ケアプラン点検で指摘した事項については、**改善**に努めてください。次回改善が見られない場合は**点検頻度を増やす**ことがありますのでご承知おきください。

福祉用具の購入と貸与の選択制について

<留意点>

・貸与・販売の選択が可能であること、メリットやデメリット等の説明および、医師やリハビリ専門職の意見（※1）、利用者の身体状況を踏まえ検討したことが分かるようにケアプラン第4表（担当者会議）等に記載してください。

※1 今後の身体状態変化を見通し、対象福祉用具の長期利用が見込まれる身体状況か否かに関する意見を聴取してください。

・従来の福祉用具購入と同様に、判断に迷う事例は購入前に市に相談してください。（申請後に介護給付での購入が認められなければ自費での購入になるため）

・**貸与**にあたっては、購入と貸与の選択にあたっての必要な情報提供（メリット、デメリット、医師やリハビリ専門職の意見等を含む）を行い、検討したことがわかるよう、**サービス担当者会議の要点に記載**をして下さい。

・リハビリ専門職訪問派遣事業等を積極的にご活用ください。

住宅改修、福祉用具における 適正化について

<住宅改修>

- ①身体状況、家屋の問題点が明確か
- ②身体状況と比較して、改修の内容は適切か、予後予測を踏まえているか
- ③改修により問題は解決されるのか
- ④日常生活上、必要なものか
- ⑤住宅改修でなければ問題解決できないか（例：2階居室を1階に移すことで解決）
- ⑥本人・家族が望むままの計画になっていないか
- ⑦保険制度の趣旨を逸脱していないか

（他者との**公平性**は保たれているか、**制度の持続可能性**を念頭に置き、妥当な改修か、資産形成につながる大規模改修ではないか）

<福祉用具>

- ①住宅改修の上記⑤以外の内容について、問題ないか
- ②日常生活動線上での使用か（例：居室以外の余暇活動をする部屋のスロープは対象外）
- ③標準以上の機能をもつ福祉用具は、その機能の必要性が明確で妥当なものか
（例：ラップ式、ウォッシュレット、暖房等の**追加機能付き**ポータブルトイレは原則対象外）

軽度者の福祉用具貸与の提出漏れが散見されます。
後日、提出後に日常生活上の利用と認められない場合は、**自費での貸与**となります。貸与開始前に漏れなくご申請ください。

福祉用具は購入後の申請となるため、判断に迷う場合は事前に市にご相談下さい。
（**購入後に介護給付での支給が認められないと自費**になります）

住宅改修における適正化について

住宅改修において不適切な事例がありました。

ケアマネジャーの皆様には、「ケアマネジャーが必要と認めた改修内容」である必要性を踏まえ、以下について再度ご理解、ご協力をお願いいたします。

- ・利用者、ケアマネジャー、施工業者の**三者立ち合い**のもと、**改修内容及び動作確認**を行ってください。
- ・ケアマネジャーは**施工業者作成の改修予想図（イメージ図）**を**必ず確認**し現場確認時の改修内容と相違ないか確認してください。
- ・ケアマネジャーは**住宅改修の見積金額**を**把握**してください。

※住宅改修は予後予測を踏まえ、優先度を考えて行うものです。

改修金額が高額となる場合、別事業者での見積もりをとること、
残額を踏まえ優先度、必要性を再考し、他に解決方法はないか**再検討する視点**をもってください。

退院後に必要となるため、利用者立ち合いができずに施行した改修事例において、**ニーズを解決できない改修となり自費での福祉用具購入が必要となった事例**がありました。利用者立ち合いが原則ですが、立ち合いが難しい場合は福祉用具で一時的に代用できないかの検討をお願いします。

事故報告について

【報告を要する事故】

- ①サービス提供による利用者のケガ、死亡事故の発生
- ②食中毒及び感染症の発生
- ③職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生
- ④その他報告が必要と認められる事故の発生

【報告対象】

- ・本市の被保険者が利用する事業所

【報告先】

- ・事業所等の所在地域保険者
- ・利用者の保険者

【報告方法】

- ・ **事故発生後速やかに報告すること。**（遅くとも5日以内）報告書作成に時間を要する場合は第1報として埋められる部分のみ報告する。第2報で詳細まで記載し報告する。死亡事故等重大な事故の場合は速やかに第1報として電話報告を行うこと。
- ・ 報告書は、本人要因、職員要因、環境要因の分析を十分に行い再発防止策を検討する。

運営指導で、事故報告が適切に行われていなかった事例がありました。

報告を要するか判断に迷う場合は市に相談してください。

第10期介護保険事業計画に関する アンケート調査について

【市民向けアンケート調査】

対象：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査→要支援認定者等を含む一般高齢者
②在宅介護実態調査→在宅の要介護者

期間：1月20日〆切

※もしまだ提出していないという市民の方がおられましたら
調査へのご協力をお願いする声掛けを可能な範囲で
お願いいたします。

【ケアマネジャー、事業所アンケート調査】

対象：市内全ての介護事業所

期間：1月30日〆切

※未提出の事業所様においては、ご回答の上ご返送を
お願いいたします。

ケアプランデータ連携システムについて

<市内システム導入済事業所>

10事業所 ※令和8年1月15日時点 WAMNET利用登録状況より

令和7年12月に市内導入事業所のアンケート結果をメールにて共有済です。生産性向上に寄与している実情等をご確認いただけます。

<無料フリーパスキャンペーンについて>

国は令和8年5月末までの無料フリーパスキャンペーンを決定、実施していますが、この度さらに**1年間の無料期間延長が決定**しております。この機会に、**介護分野全体の生産性向上**に向け、**早期に導入**いただきますようよろしくお願いいたします。

<今後の方向性について>

今後ケアプランデータ連携システムは、**介護情報基盤と連携**できるよう、2026年下旬を目途に**介護保険資格確認等WEBサービスへ統合される**予定となります。

介護情報基盤の円滑な利用開始のためにも、**介護事業所が早期に本システムを導入**し、予め本システムの利用を前提として生産性向上の取組を踏まえた業務体制を構築するとともに、協働して本システムを利用する連携先づくりを進め、**介護事業所の生産性向上や協働化の取組を地域全体で取り組む**ことが重要です。

介護情報基盤について

<概要、助成制度等について>

介護保険最新情報等で情報共有をしているとおり、介護情報基盤について

ポータルサイトが開設され概要や助成制度等について示されています。

ご承知おきいただき、**助成制度の活用**等をご検討下さい。

介護情報基盤ポータルサイト

→<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

介護情報基盤利用に向けたカードリーダー助成、介護情報基盤・ケアプランデータ連携システムの一体的な接続サポート費用を助成する助成制度等が閲覧可能です。

<本市における介護情報基盤稼働予定時期について>

本市において、介護情報基盤の稼働は**令和9年度以降を予定**しています。

介護情報基盤の稼働やその前段階としてケアプランデータ連携システムの

活用により**介護分野の連携、業務体制等が大きく変化**していくことが予想

されます。**最新の情報取得**に努めて各事業所で検討、準備をお願いします。

指定申請等に係る電子申請・届出システムの導入について

- ▶ 介護サービス事業者の指定申請及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、**令和8年4月1日以降**厚生労働省の電子申請・届出システムによる届出が**原則**となります。
- ▶ 電子申請・届出システムの利用にはGビズID（プライム又はメンバー）の取得が必要となります。GビズIDの取得方法については、デジタル庁のホームページをご確認ください。
- ▶ GビズIDの取得には**2週間程度**要するため、余裕をもって手続きいただくようお願いいたします。

要介護・要支援認定申請書等の様式変更 について

- ▶ 令和8年4月1日付で要介護・要支援認定申請（更新申請・変更申請を含む）の申請書の様式が変わります。
- ▶ 新様式については現在調整中です。
確定後、市内事業所へのメール送付および市HPへ掲載しますので、同日以降に市に申請書を提出する場合は、新様式で作成してください。

令和8年4月1日以降は、旧様式で作成された申請書は受付できません。